

○第154回農薬専門調査会幹事会（公開）

日時：平成29年12月1日（金）15：01～16：35

議事概要：

（１）農薬（ジベレリン）の食品健康影響評価について

・審議の結果、ジベレリンの一日摂取許容量（ADI）を0.11mg/kg体重/日、急性参照用量（ARfD）を設定の必要なしとし、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。

＊植物成長調整剤で、ぶどう、かき等に使用します。今回、セロリ及びばれいしょへの適用拡大申請がされています。ポジティブリスト制度導入に伴う残留基準（いわゆる暫定基準）が設定されています。

（２）農薬（スピノサド）の食品健康影響評価について

・審議の結果、スピノサドの一日摂取許容量（ADI）を0.024mg/kg体重/日、急性参照用量（ARfD）を設定の必要なしとし、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。

＊殺虫剤で、キャベツ、いちご等に使用します。動物用医薬品としても用いられます。今回、さやえんどう及びにんにくへの適用拡大申請がされています。

（３）農薬（フェンピロキシメート）の食品健康影響評価について

・審議の結果、フェンピロキシメートの一日摂取許容量（ADI）を0.0097mg/kg体重/日、急性参照用量（ARfD）を0.015mg/kg体重とし、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。

＊殺虫剤で、大豆、トマト等に使用します。今回、すもも及びネクタリンへの適用拡大申請並びにかぼちゃへのインポートトレランス申請がされています。

（４）農薬（フルキサピロキサド）の食品健康影響評価について

・審議の結果、フルキサピロキサドの一日摂取許容量（ADI）を0.021mg/kg体重/日、急性参照用量（ARfD）を1.2mg/kg体重とし、評価書（案）を一部修正の上、食品安全委員会に報告することとなった。

＊殺菌剤で、今回、小麦及びももへの適用拡大申請並びにかんきつ、バナナ等へのインポートトレランス申請がされています。

（５）その他

・食品健康影響評価について調査審議する評価部会が以下のとおり指定された。

① アシノナビル

・評価第一部会において調査審議することとなった。

* 殺虫剤で、今回、みかん、茶等への新規登録申請がされています。魚介類への基準値設定の要請がされています。

② ランコトリオンナトリウム塩

・ 評価第二部会において調査審議することとなった。

* 除草剤で、今回、水稲への新規登録申請がされています。